

2023/10/1～「インボイス制度」発効

(個人事業主の「消費税の扱い」について説明 / 注意喚起資料)

2022/5 株式会社レップワン 福田作成

◆本資料の目的

財務省（>国税庁>国税局>税務署）が、消費税をさらに捕捉するために「インボイス制度」を策定、2023/10/1～発効予定です。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

例によってわかりにくい役人文学資料から、そのルールを読み解いて解説、注意喚起を行います。

その結果、当社と契約する個人事業主が制度を理解し、安心できる関係/契約を継続し、協力しあうための説明資料です。

◆「インボイス制度」の主たる目的

現状の「消費税納付問題（課税売上1,000万円基準＆納付率が低い）」状況を、2023/10/1～施行予定の「インボイス制度」によって

- ・課税事業者 = 消費税請求可 = 納付必須
- ・免税事業者 = 消費税請求不可 = 納付不要

という届出・登録制にルールを一律化し、消費税納付額/率を上げ、個人事業主の開業未届け、無申告状況を開拓したい当局の思惑。

◆目次

はじめに：現在の個人事業主の環境説明/再確認

1. 2023/10/1～発効 インボイス制度とは？
 2. 「適格請求書発行事業者」とは？
 3. インボイス制度の影響
 4. 現状の契約内容と影響を考察
 5. 個人事業主Aさんの疑問
 6. で、結局、いつまでになにをすればいいの？
- さいごに：コメント / 当社の考え方

はじめに：現在の個人事業主の環境説明/再確認

●事業について

事業年度は、毎年1月～12月で固定である。# 法人は決算月日によって可変。

●消費税について（現状～2023/9/30までのルール）

消費税納付義務が発生するのは2種類あり、

1. 「課税事業者選択届出書」を提出済み（毎年売上が1,000万円以下の方はレアケース＝輸出業で消費税還付が必要な場合など）
2. 2年前の課税売上が1000万1円（消費税込売上）

当該事業年度に税込み1,000万円1円以上の売り上げがあった場合、その翌々年に納付義務が出る。税込1000万円以下は納付義務なし。

>つまり、課税事業者（＝消費税を納付する事業者）であるかどうかは「毎年変わる」。2年前の実績によって事業年度の2年後の納付義務が発生するから。

- ・「消費税納付額」の計算は「当該事業年度の実績を基準」に毎年12/31の締め日にて計算。
- ・申告締切は、当該事業年度の翌3/15（所得税納付締切）
- ・消費税の納付義務は3/31。

●納付すべき消費税額の計算方法について

法人と同じく以下2種類がある。

- ・本則課税：経費・仕入れなどで支払った消費税と請求した消費税を相殺した額
- ・簡易課税：請求した消費税の50%を定額

「個人事業主×ソフトウェア業」の場合、99.9%が簡易課税が有利になると思われる。

>簡易課税を選択される場合は前年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出しなければならない。

1. 2023/10/1～発効 インボイス制度とは？

●制度の超・概要

当局が個人事業主の実態（開業届なし、某タレントのように税の無申告状態も多い）を解決すべく、

- 1.課税事業者（消費税を相手に請求できる + 消費税納付義務あり）
- 2.免税事業者（消費税を請求できない + 消費税納付義務なし = そもそも消費税という観点がない）

を届出・登録制にする。その結果、当局が「消費税収アップ & 個人事業主の開業/納付状況を把握する」ことである。

#後述するが「税は取りやすいところから取る」というのが歴史的、現況的にも明らかである。

●どんな「届出」が必要になり、届出をしないとどんな状況になるか

現状	2023/3/31までに	2023/3/31までに届け出ないと、同年10/1（制度発効）以降どうなるか？
課税事業者 である。 「課税事業者選択届出書」を届出済※1 or 2年前が課税売上1000万1円以上であった。 ※1：税込1000万円以下の売上の場合でも消費税を納付している。	「適格請求書発行事業者の登録申請書」 を届出。	課税事業者 であるにもかかわらず、消費税を請求できない。 #課税事業者ではあるが、届出をしていないので 適格請求書発行事業者 ではない = 消費税が請求できないという扱い
免税事業者 である。 #消費税は請求しているが、上記届出をしていない。or 2年前が課税売上1000万円以下であった。	本人判断であるが、 「適格請求書発行事業者の登録申請書」 を届出したほうがまだ実入りは多い #シミュレーションを4項にて	免税事業者 となり、当然消費税を請求できない。

●つまり・・・

インボイス制度発効（2023/10/1）以降、現状のように、「課税売上1,000万円以下だから消費税納付義務なし」ではなく、
課税事業者登録（「適格請求書発行事業者の登録申請書」の届出）をし、消費税を1円でも請求した時点で納付義務が発生する！！！

>制度発効以降、「免税事業者」を選択する者（現状まま、なにもしない人たち）は、そもそも消費税の請求ができなくなるので消費税とは無関係となる。
#おそらく9割以上の個人事業主は課税事業者を選択するだろう（理由=計算結果は3項にて）。

■当局の目論見

「開業届を出していない」「無申告」のフリーランスをあぶりだす。

2. 「適格請求書発行事業者」とは？

● インボイス制度による造語「適格請求書発行事業者」とは？

適格請求書発行事業者の登録申請書を届出した事業主 = 消費税を請求できる事業主 = 「**適格請求書発行事業者**」となる。

役所に「適格請求書発行事業者の登録申請書※」を申請すると、「Tで始まる13桁の数字」が払い出され、国税庁のサイトに登録される。

※申請フォーマット一覧は別紙1参照

登録/公開は既に始まっている

国税庁のサイト：<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/> (登録番号から事業者を調べる)

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> (商号から登録番号を調べる)

● 請求書発行事業者は登録番号はどうやって使うのか？

登録番号（Tで始まる13桁の数字）を、発行する請求書に明記して運用する必要がある。

取得後すぐ現在から記載してもいいし（当社は既に記載済み請求書を運用中）、**2023/10/1以降は記載必須！（記載がない = 請求できない）**。

● 請求書（消費税請求）を受けた側はどうやって確認するのか？

請求書受領側は「請求書に登録番号が記載されているかどうか」をもとに、「適格請求書発行事業者」であるか確認する。

国税庁のサイトと合致しない場合、「消費税の支払いを拒否」することが合法化される。

つまり、請求された側にも「請求の根拠確認ができない場合は消費税の支払い義務」がなくなる。

3.インボイス制度の影響

●現状はリセットされる

重要なことであるため再び書くが、現状が「課税事業者」であっても、

あらためて2023/3/31までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出・登録しない限り「FY23の消費税の請求権なし」となってしまう。

今回発効の特例

2023/3/31までに提出（=課税事業者選択届出書の提出はしなくてもOK）することで「2023年10月1日から課税事業者となること」ができる。

通常、翌年度以降に「課税事業者」となるには前年の12月31日までに「課税事業者選択届出書」を提出する必要があるが、今回（インボイス制度導入）特例として、翌年3/31（つまり2023/3/31まで）の提出が認められている。

※「適格請求書発行事業者の登録申請書」とは、今回のインボイス制度で必要な様式である。別紙1に必要書類一覧。

●締切日（2023/3/31）までに届出をしないとどうなるか

2023/3/31までに届け出をせず、2023/4/1～2023/9/30までに課税事業者を選択した場合、**課税事業者の適用は翌2024年1月1日以降**となってしまう。

つまり、**2023年はまるまる免税事業者扱い**となる。するとどのようなことが起きるか？？

2023年1月～9月分までは消費税を請求できるし、その消費税を納付する必要もない（当該期間に売上税込1000万円以下の場合）。
が、2023/10～12月は消費税を請求できない（請求権がない）、しても支払ってもらえない！！

●2023年免税事業者、2023/3/31までに「課税事業者」を選択して2024年に課税事業者どっちが得かシミュレーションをする

#月額単価77万円、消費税10%、簡易課税方式

FY23	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	得た消費税	納付消費税	最終手元
	免税	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	0	0	0	77万円	0円	77万円
	課税	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	92.4万円	46.2万円	46.2万円

FY24	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	得た消費税	納付消費税	最終手元
	免税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0万円	0円	0万円
	課税	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	92.4万円	46.2万円	46.2万円

年間の継続稼働（売上）の場合、翌年FY24には得れる金額が逆転してしまう。（免税事業者は手元に77万円 vs 課税事業者 92.4万円）

4.現状の契約内容と影響を考察

●個人事業主の現状には以下の「なんとなく意識」がある。

「課税売上1,000万円以下にしないと、再来年に納付しなきゃいけないな。」
「消費税を請求しているけど、課税売上1,000万円以下だから消費税納付は関係ないな。」

しかし、インボイス制度によって2023年以降、**「年度ごとの実績ではなく、課税事業主か免税事業主のどちらを選択したか」**によって「納付義務の有無」が判別される。

つまり、**2022年、2023年の売上額は関係なくなる。**

※「適格請求書発行事業者の登録申請書」の届出によって、2022年の売上額（=消費税取得額）に関係なく、2024年に納付義務が発生するため。

●課税事業主＝消費税請求権がある事業主とは？

個人事業主で「適格請求書発行事業者の登録申請書」未提出の方は消費税の請求権がなくなる。繰り返すが下記である。

- ・課税事業主＝消費税請求権がある
 - ・免税事業主＝消費税請求権がない
-
- ・消費税を請求したかったら、課税事業主になるための**「適格請求書発行事業者の登録申請書」**届け出。
 - ・消費税を請求しなくてよいなら、現状のまま何もしない。

●つまり・・・

課税事業主を選ぶなら、**2022年に「課税売上1,000万円以下にしよう」はムダ**となる。

>どちらにしても、課税事業者登録＝消費税納付義務がFY23から発生するから。

5.個人事業主Aさんの疑問

Q.今、毎月77万円+消費税10%（7.7万円）で合計84.7万円を請求しています。2023年から免税事業者になるから「税込み84.7万円」にしてもらえないですか？

A.できません。

理由：原価が完全に変わるから。詳細下記1~4です。

1.そもそも、Aさんは免税事業者である以上「税込」という表現、請求が法的に使えない。

2.当社の消費税支払いはどうなっているか？

1.当社は顧客に消費税を請求しています。

Aさんの顧客単価が85万円だとして+消費税10%（8.5万円）=93.5万円を請求しています。

3.Aさんの原価が、要求通り84.7万円になったとします。その場合、当社マージンは3千円となります。

4.いや、消費税分8.5万円あるからそれをとればいいじゃないか。

いいえ。今まで

8.5万円（顧客に請求した当社単価の消費税）-7.7万円（Aさんから請求され、Aさんに支払う原価分の消費税）=0.8万円の納付でした（本則課税方式）。

が、Aさんが免税事業者となった場合、当社が顧客に請求した8.5万円の消費税はそのまま当局に納付となります。

つまり、「当社が請求した消費税は、そもそも手元に残らない=間接税」なのです。

よって、「請求した消費税は一切当社の手元には残らない。マージンが3千円になるだけ=だから要求はNG」ということです。

6.で、結局、いつまでになにをすればいいの？

当社として、以下2つの届け出をセットで、2023/3/31までに管轄税務署（開業届を出したところ）にするのが一番合理的とアドバイスします。

①課税事業者になるために・・・「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出

#いや、消費税要りません。であれば免税事業者=そのままでいいが、当社にも請求できない、されても払えない。となる。

②簡易課税で処理するために・・・「簡易課税選択届出書」の提出

#いや、私は本則課税でやります。でもいいが・・・

別紙1.インボイス制度発効に伴う届出が必要なフォーマット一覧

No	書式名	用途	申請先・頻度	タイミング（締切）
1	課税事業者選択届出書 (現行)	消費税課税事業者になるための届出	永年有効	計算事業年度前年の12/31
2	適格請求書発行事業者の登録申請書 (インボイス制度によって新設)	消費税課税事業者になるための届出	永年有効	計算事業年度前年の12/31 # 2023年度は2023/3/31まで（特例）
3	簡易課税制度選択届出書	翌年の消費税額計算方式を簡易課税にするため	※1：基本的に永年有効	計算事業年度前年の12/31

※1：課税売上が5,000万円を超えると、その2年後から強制的に本則課税となる。再度課税売上が5,000万円を下回ればその2年後には再び簡易課税に戻る制度である。

また、仮に途中で本則課税に切換えたいとなった場合は、2年間簡易課税を続けた後でなければ届出が受理されない。

● 国の歳入・歳出の不思議

消費税（国の取り分7.8%、2.2%は地方消費税）は「社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化）に使うことが消費税法で決められている。

2022年度の消費税歳入は、**21兆5700億円（すべての税金歳入のうち最大金額）**。今回のインボイス制度で当局がもくろむ增收は**2,400億円**らしい。

「一般会計 岁入 岁出 グラフ」で歳入・歳出検索を。歳入107兆円のうち37兆円が借金、同額の歳出のうち24兆円が返済。

● 税金とは・・・

古来より、「国の考え方、在り方、その時代背景」の根幹である。

税金を払うのは仕方がない。が、いまだに偏った予算配分（土木行政、天下り法人、法律など）で一部の利権者だけが焼け太りし続けている。

人口が絶対減り続けるのにこれ以上社会インフラを拡充させてどうするのか。産業の重点配備への転換ができるに。

● 税の3要素は「簡素・公平・中立」だが、現状を鑑みても個人・法人として「合法的な節税活動」を推進しないと、国に「とられっぱなし」となる。

- ・わかりにくい：あえてわかりにくくしている制度設計。納税者を思考停止に陥らせ、その教育もせず、取りやすくする。

- ・公平でなく：取りやすい所から取る。富裕層には甘い設計（一人あたりの納税額は多いが収入に対しては）

- ・中立でもない：戦時中の特定産業優遇（サラリーマンの源泉徴収制度は戦費調達のために1941年にドイツにならって始まった）など。

● 責任はどこに？

政策は官僚が立案 > 行政（=内閣ではなく官僚機構）で実行。

官僚がそこそこ優秀だった昭和期までは何とか機能していたはず。最近の官僚は前例 / ソンタク主義の受験エリート集団、機能不全に陥るのも当然。

建前上は国会=国権の最高機関（代議士）といっても、内実は訳の分かっていない2世、3世議員か官僚OBの群れに過ぎない。メディアは国民の代弁者ではなく権力の犬。

● 役人の超絶ダサさ

そもそも「インボイス」とは「輸出入の際の重要書類」のネーミングのはず。なぜか今回「消費税」をしっかり取り立てる目標に対して「適格請求書」なる造語、制度設計をした。最終的にどこを目指しているのか相変わらず理解に苦しむ。例：個人・法人にマイナンバー交付、今回の消費税の登録番号、なぜこうも加重に制度を作るのか。

● 当社について

税金：顧客を上場 / 優良企業に絞っているので売り上げはすべて口座振り込み（売上の飛ばしなど不可能）、せいぜい経費での節税努力程度。

助成金：2011年だったか生産性向上で50万円だかを受給したが、その制度自体が非生産の極みであった。役人・役所に絡むことは懲りて二度と申請しないと決めている。

コロナ関係の雇用助成金など受給も皆無。誇りにかけて“物乞い”はしない。

仕事ができないヤツは、仕事を増やし、話が長い。過信とプライドばかりで、本質のみをシンプルに制度設計できない。
それを隠れ蓑に、利権者にカネが落ちる仕組みを作っている。